

11月は「ねんきん月間」 11月30日(金)は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」として位置付け、国民の皆さんに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めてもらえるよう普及・啓発活動を行っています。

■「一日年金出張相談所」を開設します

「ゆめタウン光の森」で、無料の出張相談を開催します。年金に関する相談・質問など気軽にお尋ねください。

と き 11月29日(木) 午前10時～午後3時

ところ 「ゆめタウン光の森」本館2階

※事前予約はできません。

※個人の記録に関する相談は、「年金手帳」などの年金番号がわかるもの、「免許証」などの身分証が必要です。

問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎096(367)2503

※音声案内1番のあとに2番を押してください。

■「ねんきんネット」をご利用ください。

- これまでの年金記録を自宅のパソコンやスマートフォンで、24時間いつでも最新の年金記録を確認できます。
 - インターネットならではの便利な使い方ができます。
- ①日本年金機構に提出する一部の届書をパソコンで作成・印刷
②ねんきん定期便や年金振込通知書など各種通知書を確認・

ダウンロード

③持ち主のわからない年金記録の検索もできます

- これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定して、年金見込額をかんたんに確認できます。

■利用登録はとても簡単です

「ねんきんネット」の利用には、ユーザーIDの取得(利用登録)が必要です。利用登録には基礎年金番号(年金手帳や年金証書に記載されている10桁の番号)が必要です。手元に「ねんきん定期便」がある人は、アクセスキー(17桁の番号。有効期限は「ねんきん定期便」が届いてから3カ月間)を使って、簡単に利用登録できます。

■問い合わせ先

▶専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(058)555

▶050から始まる電話でかける場合 ☎03(6700)1144

受付時間 (月) 午前8時30分～午後7時

(火～金) 午前8時30分～午後5時15分

第2(土) 午前9時～午後4時

※(土)(日)(祝)(第2(土)を除く)および12月29日(土)～1月3日(月)は利用できません。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した人には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

■11月上旬に送付する場合

証明内容は、本年1月1日から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

■2月上旬に送付する場合

年の途中から国民年金に加入したなど、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

■その他

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号

にお問い合わせください。

■問い合わせ先

▶ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル)

☎0570(003)004

▶050から始まる電話でかける場合 ☎03(6630)2525

受付期間 平成31年3月15日(金)まで

受付時間 (月～金) 午前8時30分～午後7時

第2(土) 午前9時～午後5時

※(土)(日)(祝)(第2(土)を除く)および12月29日(土)～1月3日(月)は利用できません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話など)からおかけになる場合は通常通話料金がかかります。

※0570の最初の0を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いにご注意ください。

